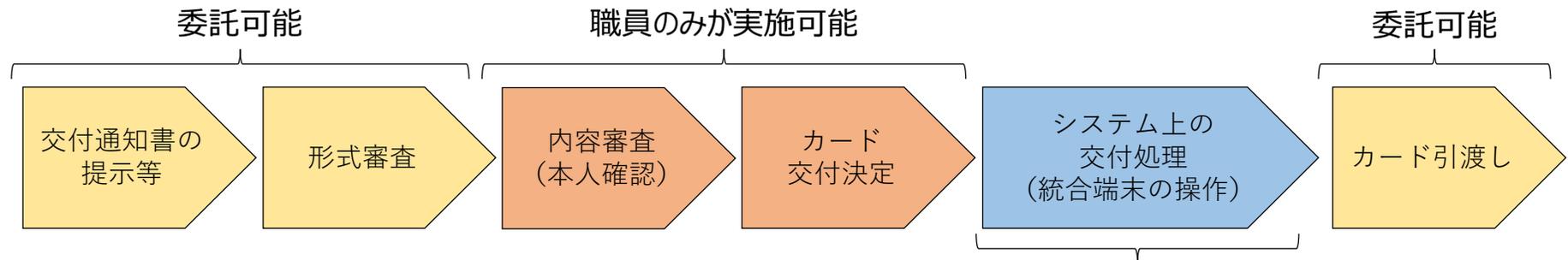


ご提案への2次回答について

令和7年度以降見込まれる大量更新への対応

- 令和7年度以降にマイナンバーカード及び電子証明書の大量更新が見込まれるところ、住民の利便性向上や事務処理を担う市町村の体制構築に向けた負担軽減を図ることが重要。
- 以下の取組を実施・検討。
 - ・ 本人確認や交付・不交付の決定以外の事務の委託可能範囲を拡大
⇒ システム改修を前提として、端末操作を行える範囲を拡大予定
 - ・ 電子証明書の発行・更新を可能としている郵便局への事務委託の拡大（日本郵便株式会社とも連携）
 - ・ 住所地市町村以外の市町村の職員が本人確認・申請受付を行うことについて、商業施設等の広域から人が集まりやすい場所出張申請受付を行う場合において可能とすることを検討

【参考:カード交付に係る事務フロー】



システム改修により、検索・閲覧できる個人情報の範囲を制限することを前提に委託可能（令和5年度中目処）